

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日、
休日は、
当日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)

鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則 (経営流通課)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課)

◇人委規則 鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則 (シ)

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (職員課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則

一 平成十年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者及び償還を猶予されている者を除く。)で、最近三月の売上高が前年同期に比べ十パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、一年間を限度として猶予することができるものとする事とした。

二 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 家賃の減免の基準(第八条関係)

家賃の減額を行う入居者及び減額後の家賃を次のとおり改めることとした。

減 免 を 行 う 入 居 者	減額後の家賃
市町村民税の均等割が課されない者	家賃に〇・五を乗じた額
収入(自己、同居者又は扶養親族が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった場合にあっては、その療養に要する費用として知事が認定した額を当該療養に要する月数で除した額を当該収入から控除した額)が公営住宅法施行令第二条第二項の表の上欄に定める区分の基準となる額のうち、最小のもの二分の一以下である者(市町村民税の均等割が課されない者を除く。)	家賃に〇・七を乗じた額

二 特定優良賃貸住宅法第三条第四号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用に係る家賃(新第十六条の五関係)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第三条第四号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用に係る家賃については、特別県営住宅と同様の方法で算定した額とする事とした。

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日

この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

規 則

- 一 家賃算定基礎額に乗じる事業主体の定める数値は、〇・七以上一以下で知事が別に定めることとした。
- 二 収入の申告は、毎年度、前年に係る収入について行うものとする。収入申告書の様式及びその添付書類並びに意見申出書の様式を定めることとした。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十五号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成六年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
様式第三号に次のように加える。

HIV (ヒト免疫不全ウイルス) による免疫の機能障害の状況及び所見 (13歳以上用)

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

(1)又は(2)のいずれかの検査による確認が必要である。

(1) HIV抗体検査方法及び結果 (スクリーニング法及び確認法の双方の検査結果について記入すること。)

区 分	検 査 法	検 査 日	検 査 結 果
スクリーニング法による判定結果		年 月 日	陽 性、陰 性
確認法による判定結果		年 月 日	陽 性、陰 性

(2) 病原検査の結果

検 査 名	検 査 日	検 査 結 果
	年 月 日	

2 エイズ発症の状況

HIVに感染している、かつ、エイズを発症している者の場合は、次に記入すること。

特徴的症状とその診断根拠

特設の枠

回復不能なエイズ合併症のため 介助なしでの日常生活	不 能 ・ 可 能
------------------------------	-----------

3 CD4陽性Tリンパ球数 (/μℓ) (左欄には、4週間以上間隔において実施した連続する2回の検査値を記入し、右欄にはその平均値を記入すること。)

検査日	検査値	平均値
年 月 日	/μℓ	/μℓ
年 月 日	/μℓ	

4 検査所見及び日常生活活動制限の状況

(1) 検査所見 (4週間以上の間隔において実施した連続する2回以上の検査結果を記入すること。)

検査日	年 月 日	年 月 日
白血球数	/μℓ	/μℓ

検査日	年 月 日	年 月 日
Hb量	g/dℓ	g/dℓ

検査日	年 月 日	年 月 日
血小板数	/μℓ	/μℓ

検査日	年 月 日	年 月 日
HIV-RNA量	copy/ml	copy/ml

検査所見の該当数 [個] …… ①

(2) 日常生活活動制限の状況

日常生活活動制限の内容	左欄の状況の有無
一日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある	有・無

健常時に比し10%以上の体重減少がある

月に7日以上以上の不定の発熱 (38℃以上) が2か月以上続く 有・無

一日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある 有・無

一日に2回以上の嘔吐又は30分以上の嘔気が月に7日以上ある 「等級表解説」6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 (1)のアの(ア)のjに示す日和見感染症の既往がある 有・無

生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である 有・無

軽作業を超える作業の回避が必要である 有・無

日常生活活動制限の数 [個] …… ②

(3) 検査所見及び日常生活活動制限等の該当数

検査項目	不	能	可	能
回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活				個
CD4陽性Tリンパ球数の平均値 (/μℓ)				/μℓ
検査所見の該当数 (①)				個
日常生活活動制限の該当数 (②)				個

(注) 1 1の(1)の「スクリーニング法」では、PA法、ELISA法等のうち1つを行うこと。

2 1の(1)の「確認法」では、Western blot法又はIFA法のいずれかを行うこと。

3 1の(2)において「病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

4 2において「特徴的症状」とは、「サーベイランスのためのAIDS診断基準」(厚生省サーベイランス委員会、1994)に規定するものをいう。

5 4の「生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限」には、「生鮮食料品の摂取禁止」のほか、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期にわたる密な治療」、「厳密な服薬管理」又は「入混みの回避」が同等の制限に該当するものであること。

HIV (ヒト免疫不全ウイルス) による免疫の機能障害の状況及び所見 (13歳未満用)

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

(1)又は(2)の検査による確認が必要である。ただし、周産期に母親がHIVに感染していたと考えられる検査時に生後15か月未満の小児については、更に(2)又は(3)の検査による確認が必要である。

(1) HIV抗体検査方法及び結果 (スクリーニング法及び確認法の双方の検査結果について記入すること。)

区 分	検 査 法	検 査 日	検 査 結 果
スクリーニング法による判定結果		年 月 日	陽 性、陰 性
確認法による判定結果		年 月 日	陽 性、陰 性

(2) 病原検査の結果

検 査 名	検 査 日	検 査 結 果
	年 月 日	

(3) 免疫学的検査所見

IgG	検 査 日	年 月 日	mg/dℓ
全リノン球数 (①)	検 査 日	年 月 日	/μℓ
CD4陽性Tリノン球数 (②)			/μℓ
全リノン球数に対するCD4陽性Tリノン球数の割合 ([②] / [①])			%
CD8陽性Tリノン球数 (③)			/μℓ

CD4 / CD8 比 ([②] / [③])

2 障害の状況

(1) 免疫学的分類

検 査 日	年 月 日	免 疫 学 的 分 類
CD4陽性Tリノン球数	/μℓ	重度低下・中等度低下・正常
全リノン球数に対するCD4陽性Tリノン球数の割合	%	重度低下・中等度低下・正常

(2) 臨床症状

以下の臨床症状の有無 (既往を含む。) について、該当するものを○で囲むこと。

ア 重度の症状

特徴的症状がみられ、エイズと診断される者の場合は、次に記入すること。

特徴的症状とその診断根拠

--

イ 中等度の症状

障 害 症 状	状 況	症状の有無
30日以上続く好中球減少症 (<1,000/μℓ)		有・無
30日以上続く貧血 (<Hb 8g/dℓ)		有・無
30日以上続く血小板減少症 (<100,000/μℓ)		有・無
1か月以上続く発熱		有・無
反復性又は慢性の下痢		有・無
生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染		有・無

生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎	有	無
生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症	有	無
6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症	有	無
反復性単純ヘルペスウイルス口内炎(1年以内に2回以上)	有	無
2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹	有	無
細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症	有	無
ノカルジア症	有	無
播種性水痘	有	無
肝炎	有	無
心筋症	有	無
平滑筋肉腫	有	無
HIV腎症	有	無
臨床症状の数 [個] …… ①		

ウ 軽度の症状

臨 床 症 状	症状の有無
リンパ節腫脹(2か所以上で0.5cm以上。対称性は1か所とみなす。)	有 ・ 無
肝腫大	有 ・ 無
脾腫大	有 ・ 無
皮膚炎	有 ・ 無
耳下腺炎	有 ・ 無
反復性又は持続性の上気道感染	有 ・ 無
反復性又は持続性の副鼻腔炎	有 ・ 無
反復性又は持続性の中耳炎	有 ・ 無
臨床症状の数 [個] …… ②	

(注) 1 1の(1)の「スクリーニング法」では、PA法、ELISA法等のうち1つを行うこと。
 2 1の(1)の「確認法」では、Western blot法又はIFA法のいずれかを行うこと。
 3 1の(2)において「病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。
 4 2の「免疫学的分類」欄では「等級表解説」6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(2)のイの(イ)による程度を○で囲むこと。
 5 2において「特徴的症狀」とは、「サーベイランスのためのAIDS診断基準」(厚生省サーベイランス委員会、1994)に規定するものをいう。

様式第七号中「殿」や「様」は「シ 歯科矯正」や「シ 歯科矯正」に改める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県規則第二十六号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 平成十年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、金融機関は、当該金

融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者及び前二項の規定により償還を猶予されている者を除く。）で、最近三月の売上高が前年同期に比べ十パーセント以上減少しているものの当該資金の償還を、一年間を限度として猶予することができる。この場合において、当該資金に係る別表の適用については、同表中「十二年」とあるのは、「十三年」とする。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第三項の規定により市町村民税の均等割が課されない者

第八条第一項第二号中「自己」を「収入（自己）」に、「入居者で」を「場合にあつては」に、「収入額」を「当該収入」に、「額が基準額以下となるもの」を「額」が令第二条第二項の表の上欄に定める区分の基準となる額のうち最小のもの二分の一以下であ

る者（前号に該当する者を除く。）に改める。

第八条第二項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に該当する入居者については、条例第九条の四第一項の規定による家賃の額に〇・五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

第八条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に該当する入居者については、条例第九条の四第一項の規定による家賃の額に〇・七を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

第八条第三項中「生活保護法」の下に「昭和二十五年法律第四百四十四号」を加える。

第十六条の五に次の一項を加える。

2 前項に規定する県営住宅の使用に係る家賃の額については、鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥取県条例第五号）第五条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第八条」とあるのは「県営住宅条例第二十四条の十一第二項」と、同条第三項中「規則で定める」とあるのは「〇・七以下一以下で知事が別に定める」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

鳥取県特別県管住宅管理規則（昭和四十三年五月鳥取県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六条の二まで、第七条」を「第三条の二まで、第五条から第六条の二まで、第六条の四から第七条まで」に、「収入超過者家賃等の減免に関する部分」を「第五項」に、「収入超過者家賃等の徴収の猶予に関する部分を除く」、第八条の三、第八条の四（収入超過者家賃等の減免又は徴収の猶予に関する部分を除く）、第九条を「から第九条まで」に改める。

附 則
この規則は、平成十年四月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第七号中「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

第十六条の表第五号中「女子職員」を「女性職員」に改め、同表第六号中「女子職

員」を「女性職員」に、「交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶもの」を「交通機関の混雑の程度その他の通勤事情が母体又は胎児の健康保持に影響がある」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 妊娠中の女性職員の業務が母 体又は胎児の健康保持に影響がある
と認められる場合
適宜休息し、又は補食するために必要
と認める期間

第十六条の表第七号中「女子職員」を「女性職員」に改め、同表第八号中「十週間」を「十四週間」に、「女子職員」を「女性職員」に改め、同表第九号中「女子職員」を「女性職員」に改め、同表第十号中「男子職員」を「男性職員」に改める。

第二十一条第四項中「女子職員」を「女性職員」に改める。
（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第二条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表第五号中「女子職員」を「女性職員」に改め、同表第六号中「女子職員」を「女性職員」に、「交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶもの」を「交通機関の混雑の程度その他の通勤事情が母体又は胎児の健康保持に影響がある」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 妊娠中の女性職員の業務が母 体又は胎児の健康保持に影響がある
と認められる場合
適宜休息し、又は補食するために必要
と認める期間

第十五条の表第七号中「女子職員」を「女性職員」に改め、同表第八号中「十週間」を「十四週間」に、「女子職員」を「女性職員」に改め、同表第九号中「女子職員」を「女性職員」に改め、同表第十号中「男子職員」を「男性職員」に改める。
第二十条第四項中「女子職員」を「女性職員」に改める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県
【定価一部一箇月二千二百円(送料を含む)】